

## 平成24年度 第16回人事委員会会議結果

### 1 開催日時

平成24年11月9日（金）午前10時～12時30分

### 2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

### 3 出席者

#### 【人事委員】

|     |       |
|-----|-------|
| 委員長 | 曾我紀厚  |
| 委員  | 中原都   |
| 委員  | 荒濱健太郎 |

#### 【事務局職員】

|      |      |      |      |
|------|------|------|------|
| 事務局長 | 森谷邦彦 | 次長   | 加賀田啓 |
| 任用課長 | 山添久  | 給与課長 | 稲田将一 |
| 係長   | 遠藤公亮 | 係長   | 新高謙一 |
| 係長   | 有岡博己 |      |      |

【傍聴者】 なし

### 4 議題

議案第1号 平成24年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について

議案第2号 平成24年度鳥取県職員採用試験（身体障がい者対象・高校卒業程度）の採用候補者の決定について

議案第3号 選考により採用することができる職に係る承認について

議案第4号 人事委員会規則の一部改正について

議案第5号 解雇予告の除外認定について

報告第1号 現業職員の非現業職員への転任について

報告第2号 任期付職員制度の運用について（委員長通知）に基づく情報提供について

### 5 議事の公開・非公開

議案第3号及び第4号を公開とし、議案第1号、第2号及び第5号並びに報告第1号及び第2号を非公開とした。

## 6 議 事

### 1 議案第1号

平成24年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 2 議案第2号

平成24年度鳥取県職員採用試験（身体障がい者対象・高校卒業程度）の採用候補者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 3 議案第3号

選考により採用することができる職に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県教育委員会及び鳥取県営病院事業管理者から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

| 任命権者        | 申請書                            | 職 種              | 採用予定者数 |
|-------------|--------------------------------|------------------|--------|
| 鳥取県教育委員会    | 平成24年10月29日付<br>第201200118924号 | 文化財主事<br>(任期付職員) | 10名程度  |
| 鳥取県営病院事業管理者 | 平成24年11月7日付<br>第201200125958号  | 薬剤師              | 1名程度   |

### 【教育委員会：文化財主事（任期付職員）】

#### ① 申請のあった職

文化財主事（任期付職員）

#### ② 採用予定者数

10名程度

#### ③ 採用予定日

平成25年4月1日

#### ④ 申請理由

埋蔵文化財の発掘調査業務については、その業務の専門性・特殊性から、高度の専門的知識・経験、職務遂行能力が求められる。

そのため、その者が業務に必要な専門的知識・経験を有しているか、それらの知識・経験を業務に活用できるかどうかといった点に着目し、専門試験、論文試験、実技試験及び人物試験により総合的に評価する必要がある。

#### ⑤ 選定方法

教育委員会において採用候補者選考試験を実施。

##### (1) 試験内容

- ・ 専門試験：文化財主事に必要な専門的知識についての筆記試験（多肢選択式）
- ・ 論文試験：公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
- ・ 実技試験：土器の実測図に関する実技試験

- ・人物試験：個別面接による人物及び専門的知識についての口述試験

(2) 受験資格

次のいずれかに該当する人

- ・大学又は大学院で考古学又は歴史学を専攻して卒業（修了）又は平成25年3月31日までに卒業（修了）見込みの人
- ・大学又は大学院を卒業（修了）したのち、発掘調査員に相当する職に6か月以上従事した経験のある人（ただし、発掘調査補助員及び発掘作業員を除く。）

※年齢要件なし

⑥ 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また選定方法も適当であると判断する。

【病院事業管理者：薬剤師】

① 申請のあった職

薬剤師

② 採用予定者数

1名程度

③ 採用予定日

平成25年4月1日

④ 申請理由

今年度の新規採用者が急遽退職の見込みとなり、欠員のままでは良質かつ適正な医療を提供していくことができなくなるおそれがあるため、早期の欠員補充が必要であり、選考により採用できるよう申請するもの。

⑤ 選定方法

病院局において採用候補者選考試験を実施。

(1) 試験内容

- ・教養試験（公務員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験）
- ・専門試験（必要な専門的知識についての筆記試験）
- ・論文試験（公務員として必要な識見、思考力、表現力等の能力についての筆記述試験）
- ・面接試験（個別面接による人物、専門的知識についての口述試験）

(2) 受験資格

薬剤師の免許を有する者又は平成25年4月30日までにこの免許を取得する見込みの者

(3) 年齢要件

昭和52年4月2日以降に生まれた者

⑥ 人事委員会の判断

この職は、「競争試験によりがたい場合に、個別に人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職である。人事委員会が実施する競争試験で採用者を確保することが原則だが、今回の採用者確保の必要性はその合格者決定以降に発生したものであり、採用者確保が別途必要であることは理解できる。

採用候補者の選定を競争試験ではなく選考によること及びその選定方法は適当であると判断する。

4 議案第4号

人事委員会規則の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

以下のとおり人事委員会規則の一部を改正しようとするもの。

- ① 規則の名称  
へき地手当等に関する規則（昭和 46 年鳥取県人事委員会規則第 4 号）
- ② 改正理由  
へき地学校の廃止に伴い、へき地手当の支給対象となるへき地学校について所要の改正を行う。
- ③ 改正案の概要
  - (1) へき地学校について定めた規定中、黒坂小学校久住分校及び黒坂小学校久住季節間分校を削る。
  - (2) 施行期日は、公布日とする。
- 5 議案第 5 号  
解雇予告の除外認定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。
- 6 報告第 1 号  
現業職員の非現業職員への転任について、事務局が説明した。
- 7 報告第 2 号  
任期付職員制度の運用について（委員長通知）に基づく情報提供について、事務局が説明した。

|               |
|---------------|
| 7 次回の人事委員会の開催 |
|---------------|

平成 24 年 11 月 29 日（木）午前 10 時から開催することとした。